景観形成基準適合チェックリスト(表面)：建築物の建築等

眺望保全区域

届出者氏名		行為地	

詳細項目	景観形成基準との適合について（各欄の□にチェックし、必要事項を記入してください。）
事前相談	□事前相談を実施した。
A. 高さ	①□建築物の高さ（工作物を含む）は、「眺望保全ライン」を超えてはならない。 建築物の高さ（＿＿＿＿m）≦建築物の高さ限度（X：＿＿＿＿m）※下記参照
B. 形態意匠	①□永木橋から見た松山城及び城山の眺望景観を著しく損なうような意匠・形態は避ける。
C. 屋外広告物	①□広告物の種類に関わらず、眺望保全ラインを超えて設置・表示しない。
	②□高彩度の色彩の使用はなるべく避け、建築物に設置する場合は、その外壁等と調和する色相や彩度を用いるよう配慮する。
	③□高さ２０m以上の部分を利用する広告物の色彩は、周辺景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の１／２を超えて使用できる色彩の彩度は、マンセル表色系の彩度８以下とする。 （彩度　　、表示面積　　）
	④□屋上広告物をやむを得ず設置する場合は、眺望景観に配慮し、形状や色彩等に配慮する。 □屋上広告物を設置しない。
※. 高さ限度	＜建物の高さ限度Xの計算＞ 建築物の最高点の高さ（＿＿＿＿m） 永木橋からの行為地（建物の最高点の地盤部）までの距離（A：＿＿＿＿m） 地盤の高さ（d：＿＿＿＿m） X＝（A：＿＿＿＿）／1,504×89.5＋37.5－（d：＿＿＿＿）＝（X：＿＿＿＿m）
	＜参考＞**X（建物高さの限度）＝A／1,504×89.5＋37.5-d** 地点Aでの最高の高さ（標高）限度H：H＝h＋37.5 h＝A／1,504×89.5 ＊37.5m：永木橋地盤高36.0m＋視点高さ1.5m ＊1,504m：永木橋中心部から松山城築城までの距離 ＊89.5m：松山城築城の最低地盤面127m－37.5m

景観形成のために具体的に配慮した事項について（詳細項目内の番号を利用して記入してください。）

受付番号　　－　　号